

消費者被害注意報 No. 85

台風被害後の消費者トラブルが報告されています！

台風15号と19号は、停電や倒木など千葉市にも大きな被害を及ぼしました。災害後、被害の復旧などに関し、災害の混乱に便乗したと思われる様々な消費者トラブルが報告されています。

事例1 台風の影響で庭木が倒れたため、庭木の伐採をしている事業者をインターネットで検索し、明日見積書を提出してほしい旨の連絡をした。しかし、今日私が不在のうちに、突然事業者が訪問し、高齢の母が対応したところ、見積書や契約書などの書類が渡されないまま、庭木を伐採され、作業後に料金を請求された。



事例2 見知らぬ事業者から電話があり、「以前に屋根工事をしたものだ。台風で屋根が壊れているお宅を目にしたので、明日見積りに行く。」と言われた。自宅の屋根は特に問題はなさそうだし、また過去に工事を依頼した覚えもない。

事例3 自宅に「台風被害を保険金の範囲内で修理」、「火災保険加入者が対象」、「保険の手続きも当社が代行」などと書かれたチラシが投函されていた。修理を依頼したが、着工前に保険会社から支払われた保険金が修理業者の見積額に比べ安かったため、修理を止めたいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。

事例4 市の職員を騙る電話があり、「台風被害の調査に関するアンケートを実施しているので訪問したい。」等と言われ、来訪を了承した。しかし、市役所に確認すると、そのようなことは実施していないと言われた。

消費者トラブル防止のために



- 災害による被害で各種修理が必要な場合でも、複数の事業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりしたうえで、慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに訪問や電話でしつこく勧誘してくる事業者には、特に注意してください。
- 保険申請を行う場合は事業者任せにせず、自分で手続きをしましょう。まずは加入している保険契約の内容を確認したうえで、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 公的機関などを騙る勧誘行為があった場合、説明をうのみにせず、必ず関係機関に確認しましょう。
- 被災者を支援したいという思いにつけこむ義援金名目の勧誘にも注意が必要です。義援金は確かな団体を通して送るようになるとともに、振込みの場合は振込口座がその団体の正規のものであるのかも確認しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く